

平成十三年厚生労働省令第八十七号

救急救命士法第十二条第一項及び第三十七
条第一項に規定する指定登録機関及び指定
試験機関を指定する省令

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十
二条第一項、第二十八条第一号（第四十一条にお
いて準用する場合を含む。）及び第三十七条第一
項の規定に基づき、救急救命士法第十二条第一項
及び第三十七条第一項に規定する指定登録機関及
び指定試験機関を指定する省令を次のように定め
る。

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第
十二条第一項及び第三十七条第一項に規定する
指定登録機関及び指定試験機関として次の者を
指定する。

名称	主たる事務所指定の 所在地	日
一般財団法人日本救急医 療財団（平成三年三月二 十九日に財団法人日本救 急医療研究財団という名 称で設立された法人をい う。）	東京都文京区 湯島三丁目三番四号 F湯島ビル	平成三年十二月十九日

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成三年
十二月十九日から適用する。

附 則（平成一三年一月一四日厚生労働省令第二一
号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十三
年八月三十一日から適用する。

附 則（平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六三
号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団
法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二
月一日）から施行する。

附 則（令和五年四月三日厚生労働省令
第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。